

西宮市立北山学園の指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市立北山学園について、次のとおり指定管理者を指定しました。

1 対象施設

西宮市立北山学園

(西宮市甲山町53番地)

2 指定管理者として指定した団体

団体名 社会福祉法人甲山福祉センター

代表者 理事長 服部 英司

所在地 西宮市甲山町53番地

3 指定管理者に行わせる業務

- (1) 西宮市児童福祉施設条例（昭和44年西宮市条例第55号。以下「条例」という。）
第5条の規定に基づく利用料の徴収に関する事務
- (2) 条例第10条第2項に規定する業務を適正に実施すること
- (3) 北山学園に付随する児童送迎用車両の管理及び運行業務
- (4) その他障害児の福祉の向上に関する業務

4 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで